

第13回 京都府後期高齢者医療協議会 会議録

(日 時) 平成27年10月29日(木) 午後3時～午後4時30分
(場 所) ホテルセントノーム京都 平安の間

(出席者) ○京都府後期高齢者医療協議会委員(50音順)

今中会長 黒川副会長

上條委員 宇野委員 中島委員 廣田委員 眞下委員 三井委員

山内委員 山田委員 米林委員

(欠席：山上委員)

○京都府後期高齢者医療広域連合

岡嶋副広域連合長 藤田事務局次長 中見会計管理者

前田業務課長 野々口総務課担当課長 四方業務課担当課長

ほか事務局員

1 開会

岡嶋副広域連合長挨拶

2 会長、副会長の選出

京都府後期高齢者医療協議会設置要綱第4条第2項に基づき、会長には委員の互選により今中会長が選出され、副会長には会長の指名により黒川副会長が選出された。

2 議題

(1) 後期高齢者医療制度の運営状況について

(資料1～11ページ)

決算収支の状況、被保険者数・医療費・保険料の推移、給付の適正化の取組及び健康診査受診率の推移等の制度の運営状況について、事務局から説明。

(2) 後期高齢者医療制度の動向について

(資料12～13ページ)

これまでの動向と今後の動向について、事務局から説明。

説明資料の標記について

(委員)

2ページの「特別会計歳入・歳出別内訳」中、歳入について保険料収入は市町村支出金に含まれるとのことであるが、公費負担と保険料収入の区分は明確にすべきと考える。

また9ページにおいて「費用」「公費等」「保険料」のイメージ図が掲載されているが、保険料の割合は全体の約10%にとどまっているにもかかわらず、この図では視覚的には1/4、実態の15%程度は加算されているかのように感じられる。

現実問題として支援金は現役世代の重い負担となっている中で、当該制度を持続可能なものとして維持していくためにも、やはり被保険者に対する意識啓発も必要であるので、正確なイメージが伝わるよう、こうした点も工夫すべきである。

(事務局)

工夫したい。

柔道整復の適正な利用について

(委員)

柔道整復については、単なる肩こりや腰痛では保険適用にならないということについて、被保険者の方々への周知は十分か。

制度が持続可能なものとなるよう、被保険者の協力がなくともうまくいかないと考える。

(事務局)

医療費通知や小冊子、ホームページでも啓発を行っている。

検診受診率について

(委員)

検診受診率について、市町村によっておびただしい差が生じている。ここまで違うのだから、その原因について把握に努める必要があるのではないか。

先進的な取り組みを参考とし、水平展開するなどして受診率向上につなげることも重要ではないか。

(事務局)

受診率の高い市町村の取り組みについて、他の市町村にも事例を紹介していきたい。

また被保険者の意識啓発も重要であることから、この点についても努力したい。

海外療養費について

(委員)

資料5ページの海外療養費の支給申請について、この内容と不支給となった2件の事例について説明してください。

(事務局)

海外で体調不良となり医療機関を受診したときは、海外で医療費を支払っていただき、診療内容の分かるものを提出いただくと、日本で同様の受診をした場合の金額と比較して、低いほうの金額をお支払するもの。

不支給の2件については、翻訳が付いていないなど書類の不備によるものである。

滞納繰越額について

(委員)

資料3ページの滞納繰越額について、二十数パーセントあるが、これは現年分が99%以上で推移していることから特に問題ないのか。

(事務局)

前年度以前の保険料で、まだ収納できていない分である。

剰余金について

(委員)

資料1ページで実質収支の55億6,600万円のうち、16億3,000万円は第4期の保険料率の上昇抑制のため活用されるということだが、その前の年も16億円ぐらいあって、10ページの第4期32億円という合計になるという理解でよいか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

それで実質収支の55億6,600万円から保険料率上昇抑制のための16億3,000万円を引いた39億円程度が剰余金となり、翌年度に歳入されるという考え方でよいか。

(事務局)

基本的にそれが剰余金となり翌年度に繰り入れられるが、今年度の医療費の動向もあり確実にその分が全部使えるかはわからない。

マイナンバー制度について

(委員)

マイナンバー関連についても項目であげられているが、被保険者が制度下において特に何かしなくてはならないといったことはあるのか。

(事務局)

現時点では一部の申請書に記入してもらうこととなる。何分被保険者は高齢者であることから、臨機応変には対応していきたいと考えている。

(委員)

特に何かしてもらうということではなく、申請等の際に記入が必要ということか。理解した。

次期保険料率の算定に係る課題等

(委員)

次期保険料率の算定に関して、消費税が10%になった場合の影響などはあるのか。

(事務局)

大枠として診療報酬とかのことだと思うが、そちらは国の方が示すものであって、当広域連合として何かできるというものではない。

国保の広域化に伴う影響について

(委員)

国保について都道府県レベルの広域化が進むが、何か当広域連合に関係してくることはあるのか。例えば両方とも府下の医療の保険であり、何らかの連携が考えられるとか、事務局機能が集約されるなどはないのか。

(事務局)

当広域連合は広域連合として一つの組織を形成している特別地方公共団体であり、国保は京都府を中心に市町村がやっついていかれるということになるので、位置づけが若干異なるものとする。

保険事業について何か動きがあるかもしれないが、当広域連合が主体的に何かできる状況にはない。

(委員)

組織については保険の対象も異なるので、従来通りの運営となる。よって何かこちらに影響を及ぼすということはない。

今現在国保は市町村が運営主体になっているが、広域化、一元化されるということで府もその運営主体に入り、特に財政運営を目的に責任をもってやっていくものである。

次期保険料の見通しについて

(委員)

次回の協議会においては、次期保険料に関する具体的な内容が示されるものとするが、現時点での見通しについて差支えない範囲で説明してください。

(事務局)

まだ国から基礎となる数値等が示されておらず、今の段階から云々するのは困難である。しかしながら、消費税は上がる、年金は下がるなど、このような社会情勢の中で新しい保険料を決めていくのは、非常にデリケートな作業になるものと考えている。

従前より関係機関、とりわけ国や府の助力をいただきながらなるべく高齢者の負担とならないような保険料を決めてきた経過があり、これが基本的な立場であるが、医療費も上がっている現状の中で、何とか折り合いがつけられるように努力していきたい。

3 閉会

岡嶋副広域連合長挨拶